

小規模企業を中心に 200 社超の企業・団体が特許改革法案に対する書簡を提出
～ 先願主義移行に対しても言及 ～

2007 年 6 月 21 日
JETRO NY 澤井、中山

特許改革法案 (S1145、HR1908) に対し、産業界、政府及び CAFC などの議会宛の書簡が相次ぐ中、バイオインダストリー協会 (BIO)、米国大学技術管理者協会 (AUTM) 等の団体も含め 200 社以上の企業・団体が名を連ね、同法案に関し両院司法委員会委員全員に宛てた書簡¹を提出した (19 日付)。名を連ねた企業の多くは小規模企業、バイオ、エネルギー、化学、電気、環境、IT、ナノテクノロジーなど広範な分野に及ぶ。また、前掲バイオインダストリー協会 (BIO) は、先の上院公聴会²でも証言³しているところ。

同書簡によれば、研究開発型企業に対し、巨額の投資をもたらす特許制度の重要性を示唆しつつ、現法案の規定の中には、不用意にも特許の価値を弱め、米国競争力を損なうおそれのある規定もあるとしている。

具体的な主張は四点あり、①損害賠償額算定に係る新规定への懸念、②無期限 (open-ended) となる付与後異議申立制度への懸念、③USPTO のルールメイキング権限の拡大への懸念に加え、④先願主義への移行について指摘している。このうち、④先願主義については、反対の意を唱えるものではないが、同制度への移行に際し、ユーザーが同制度に適応しうよう、十分な猶予期間 (grace periods) が提供されるべきであるとしている。なお、本文⁴のみからは、かかる猶予期間が、一般のグレースピリオド制度への言及であるのか、制度改正時の経過措置に関する指摘なのかは定かではない。

なお、今般の書簡に先立ち、111 社の企業・団体が 5 月 15 日付けで同趣旨の書簡⁵を両院幹部宛に提出しているが、このうちの 93 社が今般の書簡にも名を連ねているところ。

(了)

¹ http://www.innovationalliance.net/media_center/news/Patent200LetterFinal.pdf

² 2007 年 6 月 6 日付け知財ニュース「上院司法委員会公聴会 (特許改革-米国イノベーションの将来) 開催」参照

³ http://judiciary.senate.gov/testimony.cfm?id=2803&wit_id=6508

⁴ 同書簡該当部分: the legislation must provide adequate grace periods to allow patent holders to adjust to changes to aspects in patent laws and rules, such as filing requirements.

⁵ http://www.innovationalliance.net/cross_coalition_letter.pdf